公

告

青森県告示第八十号

告

示

(

平成二十八年二月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第四千百七号

平成二十八年

目 次

告

示

美容師法による管理美容師の講習会の指定. 理容師法による管理理容師の講習会の指定 公衆浴場入浴料金の価格の一部改正...... (保健衛生課) ... 同 :

特定行為業務の登録...... 保高 課祉

五十七条第二項の規定による公告..... 文県 化民化生 課活

特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第

県上 民地 局域

建設業者の許可の取消し.....

公安委員会

:

 $\equiv$ 

Ξ 受講対象者

(交通企画課)

:

≕.

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格.....

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

兀 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

万八千円

の一部

青森県告示第八十二号

を次のように改正し、平成二十八年三月一日から施行する。

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号 (公衆浴場入浴料金の価格)

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号) 第十二条の三第二項の規定による管理

中 「四百二十円」を「四百五十円」に改める。

青森県告示第八十一号

理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。 理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定による管

平成二十八年二月八日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

開催日時及び場所

時三十分から 年六月二十日 (月) の三日間の午前九 十八年六月十三日 (月)、平成二十八 平成二十八年六月六日 (月)、平成二 日 時 アピオあおもり 青森市中央三丁目一七の一 場 所

平成二十八年二月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

六平 ・成

仁医療法-

人

八山字字八 一一八河戸 〇太原市 の郎木大

うがシス訪 おョテ 問 みン l ょえ l 護

枝字八 三妙戸 一字市 分大

元平 ・成

訪問介護

主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

開催日時及び場所

時三十分から 年六月二十日 (月)の三日間の午前九十八年六月十三日 (月)、平成二十八平成二十八年六月六日 (月)、平成二十八年六月六日 (月)、平成二	日時
アピオあおもり	場
<u> </u>	所

#### Ξ 受講対象者

県

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

## 受講申込書の提出先

森

兀

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

五 受講料 青

万八千円

青森県告示第八十三号

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 附則第二十条第一項の 同条第二項において準用す

平成二十八年二月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

住 所 名 事 称 業 所 在 所 地 年予業月開 日定始 備

考

番登

号録 年登 月 日録

名氏名 又は 称は

美… 仁医療会法-八山字字八 ー一八河戸 〇太原市 の郎木大 うがシス訪 おョテ 問 みン I ょえ I 護 枝字八 三妙戸 一字市 分大

11

人

"

訪介 問 行 護 防 護 防

公 告

特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規

準用する同法第五十七条第二項の規定により公告する の特定非営利活動法人について、 より同条の規定により当該仮認定がその効力を失ったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十八条第一項の仮認定をした次 定による公告 同法第六十一条第一号に掲げる事由が生じたことに 同法第六十二条において

平成二十八年二月八日

青森県知 事 Ξ

村 申

吾

斉藤雅美

=

代表者の氏名

特定非営利活動法人あおもりNPOサポー トセンター

名称

主たる事務所の所在地

Ξ

青森市松森三丁目三の一八

兀 仮認定の有効期間

平成二十五年一月十七日から平成二十八年一月十六日まで

七

(

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年二月八日

青森県知事 三 村 申

吾

一 商号又は名称 有限会社棚澤塗装店

一 代表者の氏名 棚澤 俊夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十三番町三六の四

許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第一二五六四号

兀

五

取消年月日 平成二十八年一月十九日

、取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

する。出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当平成二十七年十二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

## 公安委員会

青絑県警察本部長告示第六号

平成二十八年二月八日いて準用する令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

; ; ;

青森県警察本部長

Щ

本

和

毅

### 競争入札参加資格

- いものとする。 県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しな十号。以下「道交法施行規則」という。) 第三十八条の三前段に規定する者で、資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六
- く。/ 人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除一令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者 (ただし、被補助人、被保佐
- 理人として使用する者間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代する場合を含む。) に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期の第二項各号 (令第百六十七条の十一第一項において準用
- □ 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- 七十七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。) 四 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第
- 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)

- の供与」という。) をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的でたことに関し金品その他財産上の利益の供与 (以下この号において「金品等ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用し

経営規模

相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認めら 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、 又は暴力

役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 の結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれか にあってはA、B又はCをいう。以下同じ。) の格付にある者とする。 あってはA、百五十万円以上二千万円未満にあってはA又はB、百五十万円未満 に格付された者であって、当該契約の予定金額に対応する等級 (二千万円以上に 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、そ

## 平均生産額又は販売額

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額 資格審査の申請をする日 (以下「審査基準日」という。) の直前二年の各事

# 決算における事業に従事する職員数

ける自己資本額 (純資産の部の合計額)

審査基準日の直前の事業年度終了後の決算 (以下「決算」という。) にお

#### 経営比率

したものをいう。 決算における流動比率 (流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表

#### ([24]) 営業年数

審査基準日までの営業年数

#### (<del>Ti</del>) 障害者雇用状況

事している者をいう。) の雇用人数とする。 規定する障害を有し、 外の事業主にあっては審査基準日における障害者 (障害者雇用促進法第二条に は所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、 「障害者雇用促進法」という。) 第四十三条第七項に規定する事業主にあって 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。 障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従 以下

### ISO認証取得

01) の認証取得の有無 審査基準日における国際標準化機構が定めた規格 (ISO9001・140

## 競争入札参加資格の特例

ため、 定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることが 契約について、 入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予 当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数である

#### Ξ 資格審査の申請の時期

りではない。 平成二十八年二月八日から同月二十二日までとする。 ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限

## 資格審査の申請の方法

- 1 して行わなければならない。 という。) に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書 (様式第一号。 以下「申請書」
- 経営規模等総括表 (様式第二号)
- 商業登記事項証明書の原本又は写し
- 財務諸表 (審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの) 貸借対照表、損益計算書

所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税) 等全 納税証明書 (審査基準日直前の事業年度一年分 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税 (申請者の

### 許認可証等の写し

ての納税証明書

当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し 契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、

- 障害者雇用状況報告書等の写し
- (七) ISO認証取得登録証の写し
- 役員等一覧表 (様式第三号)
- するもの その他必要書類 (道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要
- するものとする。 類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付 申請書及び1の三の財務諸表は、日本語で作成し、 1の四から出までの添付書

記載しなければならない。 第九十五号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

競争入札参加資格の格付の有効期間

六

おいて指定する日から平成三十一年三月三十一日までとする。競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知に

申請書の記載事項の変更届等

七

青森県警察本部長に提出しなければならない。(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止

を添付するものとする。 ある場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表 (様式第三号)をだし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するもので

- 商号又は名称

- 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

4 3

競争入札参加資格の更新手続

に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十一年二月に予定している同年

様式第1号

1

楪

**県警察本部長** 

骤

申請者 所在地又は住所

商号又は名称代表者職氏名

프

## 競争人札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約 (安全運転管理者等講習業務に限る。) に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。 なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

빤

希望する業務

役務の提供

2 希望する業種(複数業種記入禁止)

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

年 月

 $\square$ 

する。

役務の提供

希業希る

望業

種

4 る務 所在地

主たる営業

住所又は

 $\dashv$ I

商は

导名

又称

フリガナ

 $|\times|$ 

Œ

新規・

継続

役務の提供

本申請の担 の所在地

器路

₩

担当者名

FAX番号 話番号

電話番号 A X 番号

FAX番号

畑

綝

車

代職

表氏

者名

福

删

\*

厘

田茨

兇

法定雇用率達成

在

浦

雇用障害者数

 $\succ$ 

障害者雇用状況報告義務

S

〇認証取得

(ISO9001 X ∤ \ ISO14001)

浦

太枠の欄は記入しないでください。

IJį.

牃

併

羧

併 翭

Ш

ш

#

 $^{\rm H}_{\sim}$ 

#

有

浦

亝 流動負債 流動資産

Ш

現組織変更日

営業中断期間

澎

单

併

数

箈

砯

芒

掛

× 1 0 0 =

%

퓇

)IIII

羧

技術関係職員 事務関係職員

ψ

9

勻

맫

総資産合計 (次年度繰越純資本金額)

資本金 (元入金)

X

均は

生販

產売

額額

直前第2年度決算

直前第1年度決算 ②

(1+2)/2平均生産額

(単位:千円)

資本額

谾

胍

戡

模

様式第2号

Į	_					鉡	
						蕊	
•					7	桩	
			]	審査値		栽	
				格			
			ŀ	4			
		1					
	⊣		-	=			
						** #E	
						禁悪と	
						契約を	
						±iν	

役務 1 0 1 4 13 4 ω 0 9  $\infty$ 7 6 បា <sub>Ω</sub> 2  $\dashv$ I  $\dashv$ I 電話番号 電話番号 電話番号 電話番号 電話番号 FAX 番号 FAX 番号 FAX 番号 電話番号 FAX 番号 電話番号 FAX 番号 電話番号 電話番号 電話番号 FAX 番号 電話番号 FAX 番号 FAX 番号 電話番号 FAX 番号 電話番号 電話番号 FAX 番号 電話番号 FAX 番号 FAX 番号 FAX 番号 FAX 番号 FAX 番号

(裏面)

6望する支店・営業所等一覧

様式第3号

#### 鄉 霌 表

贫

商号又は名称:

平成 併 Ы 日現在

贫 摄  $\nu$ Æ ت Ħ ₩4 性别 生年月日  $\stackrel{\wedge}{\mathbb{H}}$ 肥

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

- (1) 法人にあっては、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員
- (2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と 同等の責任を有する者
- 地位にある者を含む。)をいう。) 者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する
- ∰ 2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第4号

併 П

Ш

1 楪 ≕ 擲 徽 K 뾼 <del>h</del>i 郷

申請者 所在地又は住所 商号又は名称

代表者職氏名

프

競争入札参加資格審查申請書記載事項変更(休·廃業)届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

届け出ます。 次のとおり営業を 休業 ・廃業 したので

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記載事項変更

変
浬
#
項
変
浬
前
変
浬
浚
変
浬
月
П
備
光

2 休・廃業

休業期間

廃止月日

併 田

?

併

Ш

Ш

併 Ш шш

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

注)

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行